

**大阪・関西万博期間中における花飾り業務委託  
業務仕様書(案)**

**1 業務名称**

大阪・関西万博期間中における花飾り業務委託

**2 業務箇所**

別紙の委託実施箇所(候補)を対象とし、詳細はプロポーザル実施後に発注者と定めるものとする。

**3 契約期間**

契約締結日～令和8年3月 31 日(火)まで

**4 業務目的**

2025年の大阪・関西万博期間中に見込まれる国内外からの多くの来阪者を、花や緑でお出迎えし、万博開催を盛り上げるため、新大阪駅や大阪駅等の主要ターミナルや、宿泊ホテル、観光スポットが集積する市内の主要集客エリアにおいて、開催期間(2025年4月13日～10月13日)中の約半年間を含めた一年間で、多種多様な花や緑の装飾(花飾り)を設置する。また、企業や住民など多様な主体との協働によるおもてなし花壇(スポンサー花壇等)設置に向けた募集、PR等を行う。

本業務では、花飾りにより心地よい都市空間を形成し、来訪の思い出となるような印象的な景色でお出迎えし、国内外からの多くの来阪者に大阪の都市の魅力を発信するだけでなく、万博を契機に花や緑を通じた共創のまちづくりを推進し、万博のレガシーとして継承していくことを目的とする。

**5 適用**

本委託業務は、本市建設局作成による業務委託共通仕様書に基づき、施工しなければならない。

※写真管理は、「工事請負共通仕様書(3 公園緑化土木工事編)2 公園緑化土木工事施工管理基準 第4章 公園緑化土木工事写真管理基準」に基づき実施する。

「業務委託共通仕様書(平成28年9月)」<令和5年9月1日以降発注分より適用>

【業務委託共通仕様関係図書のダウンロードについて】

<http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000538650.html>

「工事請負共通仕様書(公園緑化土木工事)(令和3年3月)」

【工事請負共通仕様関係図書のダウンロードについて】

<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000521731.html>

## 6 業務内容

### 1) 企画・デザイン

#### ① 全体企画

業務箇所において、仮設プランター等や既存植栽帯・街園を用いた花飾りを設置する演出の全体企画を作成する。

今後、本市では、地域協働や市民参加の取組みとして、道路等の公共空間において業務箇所とは別の場所で箇所指定し、法人や団体からの寄付金により花の植付けや維持管理を行う取組み(スポンサー花壇)を実施する予定である。これを踏まえ、スポンサー花壇にかかる寄付金募集の企画、PR やその他の地域協働、市民参加の内容についてもあわせて作成する。

<スポンサー花壇のスキーム(予定)>

#### 【寄付者】

- ・ 花の植付けや維持管理費を本市へ金銭で寄付

#### 【大阪市】

- ・ スポンサー花壇箇所の指定
- ・ 寄付金の管理
- ・ 本委託受注者への支払い

#### 【本委託受注者】

- ・ 寄付金募集の企画、PR、募集事務等
- ・ 花の植付け、維持管理
- ・ 寄付者のネームプレート設置
- ・ スポンサー花壇の撤去

<委託実施箇所(候補)とスポンサー花壇候補の取扱い>

- ・ 委託実施箇所(候補)とは別の場所において、スポンサー花壇を実施する。

※スポンサー花壇の設置箇所イメージは、別紙のスポンサー花壇候補を参照

<スポンサー花壇にかかる本業務委託の契約等の流れ>

- ・ スポンサー花壇にかかる寄付金収受額は未定であることから、本市は、本委託受注者と、募集要項記載の契約上限金額の範囲内において、寄付金によるスポンサー花壇部を除く花飾り業務として当初契約を行う。
- ・ 寄付金募集を開始し、令和7年1月頃に寄付金収受額が確定した際、本市は、本委託受注者と、寄付金によるスポンサー花壇部を含めた花飾り業務として、増額の変更契約を締結する予定である。
- ・ よって、本公募段階においては、1)①全体企画の中で、スポンサー花壇にかかる寄付金募集の企画、PR やその他の地域協働、市民参加の内容についての提案を求めるものであるが、スポンサー花壇の実施に向け、以下に示す1)②～⑤、2)～5)についてもあわせて実施するものである。

#### ② 植栽デザイン作成

全体企画を踏まえ、設置する花飾りに対し、初回植え付け(令和6年度末想定)を含め計3回の植栽デザインを作成する。

### ③ 各関係者協議・調整

花飾り設置にかかる各関係者との協議や調整を行い、協議調整結果を踏まえ、必要に応じて全体企画や植栽デザインの調整を行うこと。

### ④ 資材確保

花飾りの設置に向けて各種必要な資材を確保すること。

### ⑤ 設置計画書作成

施工に関して設置計画書を作成し、各関係者と協議・調整を行うこと。

## 2) 設置・施工

企画・デザインした花飾りを実施場所に設置・施工する。設置・施工の際は安全管理に努め、本仕様書に記載の留意事項や法令に遵守し、安全対策等を講じること。

## 3) 維持管理

### ① 維持管理・日常メンテナンス

大阪・関西万博期間(2025年4月13日～10月13日)を主に設置・施工した花飾りの日常メンテナンスを行う。なお、植栽帯や植込み内に花飾りを設置する箇所については、設置範囲の樹木剪定や雑草対策等の維持管理もあわせて実施することを基本とし、詳細内容は発注者に事前に確認すること。

### ② 植替え

初回植え付けは、大阪・関西万博の開催日(2025年4月13日)に見栄えがするように設置すること。植替えは、初回植え付けを含め、季節に合わせて計3回程度行う。なお、長期開花種を採用した花飾りの場合など、植替えの必要のない箇所は必ずしも計3回の植替えを行う必要はない。

### ③ その他

災害や花飾りの盗難等の不測の事態へ対応すること。

## 4) 撤去作業

令和7年度末までを目途に、花飾りの撤去作業を行う。実施箇所の改変部の原状復旧については、関係者協議・調整内容も踏まえ、発注者と協議して決定する。なお、花飾りに用いた資材等は本委託受注者により撤去・処分を行うものとする。

## 5) 業務完了報告

上記、1)から4)にて実施した一連の業務を報告書としてとりまとめ、発注者に報告する。

## 7 業務実施にかかる詳細仕様等

### 1) 使用材料

#### ① 花卉

- ・ 花卉は、発育良好で茎葉が繁茂し、根張り・株張りが良好で、その本来の形状、性状を有し、病害虫の被害や損傷のない健全な生育状態であること。
- ・ 開花状態は植付け期間中最大限に観賞できるものとし、花色が判断できる蕾があること。

#### ② その他の材料

- ・ 肥料・用土等の使用にあたっては、予め種類・濃度等を発注者と協議すること。なお、必要に応じて見本品を提出すること。

## 2) 植付け

- ① 植付けに先立ち、花卉の特徴、植付け場所の立地条件、色彩等を勘案した植付け計画を立案し、発注者の承諾を得て実施すること。
- ② 植付けに際して、花壇計画高に合わせつつ、特に深植えとならないようにつかつ、根鉢天端まで花壇に埋め込むこと。
- ③ 植付ける花卉については、当日に植付けることを基本とし、植付け前に根の土をふるったり、乾燥させないように留意する。また、灌水後に根鉢が浮いたり、傾いたり、植付けが十分でないものは植直しを行うこと。
- ④ 植付け後の灌水は、散水用ハスロを使用して十分に灌水を行い、特に株元の土が水締めされるまで行うこと。灌水用水は、給水タンクを利用して実施すること。灌水作業にあたっては、水圧によって花卉・床土等が変動することのないように丁寧に行い、十分水浸するまで行うこと。

## 3) 維持管理

- ① 管理計画を立案し、発注者の承諾を得て実施すること。花壇や花卉が常に良好に保てるように灌水・施肥・摘心・古花取・補植・除草等を発注者と協議しつつ、実施すること。
- ② 実施内容については、業務月報とともに管理計画に対する管理実績表を作成し、発注者に報告すること。

## 4) 灌水

本委託受注者は、灌水作業にあたって本市建設局制定の工事請負共通仕様書3章、6節、「灌土工」を遵守する他、下記の事項に従うこと。

- ① 花壇の土壌及びその保水状態並びに花卉等の含水・生育状況等を観察し、適切な灌水作業を行うと共に、作業中に花卉等を損傷しないように注意しなければならない。
- ② 夏期においては、正午前後の日照の強い時間帯は極力避けること。また、冬期においては暖かい日の日中に行い、厳寒期は極力避けるものとする。
- ③ 用水は、該当する行政区の管轄公園事務所から取水の上実施することを基本とし、発注者の指定した場所・方法で取水すること。
- ④ 灌水は、人や建造物、車両等に水が飛散し、迷惑とならないよう、且つ、安全確保に努めなければならない。また、土砂の道路上への流出や、水鉢の破損がないよう丁寧に行なわなければならない。
- ⑤ 作業前には、資器材をよく点検整備のうえ、作業を実施すること。

## 5) 補植

補植の必要が生じた際は、発注者と協議の上、実施すること。

## 6) 後片付け

業務遂行中から、資材・用土等の散乱防止に心がけ、その日ごとに片付けを行い、全作業終了時に全体の後片付け・清掃を行うこと。

## 7) 業務の実施

業務の実施にあたっては、業務計画書を提出し、変更等が生じる場合は、発注者と協議すること。

### ① 業務責任者

業務責任者は、本委託業務の適正な履行を確保するため、業務の実施にあたっては以下の諸事項を適切に行うとともに、使用人等を含む業務作業員(以下「現場作業員」という。)を指揮

しなければならない。また、現場作業員に対し、適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者等に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、本委託業務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。

- ・ 業務責任者に必要な知識、技能、資格及び経験を有し、業務の管理を行うものとする。
- ・ 本市が指定する次のいずれかの条件を満たす業務責任者を配置し、当該業務を履行すること。契約締結後、本委託受注者は下記の資格等を証明できる登録証明書の写し又は実務経験の経歴書を提出すること。
  1. 1級または2級造園施工管理技士の資格を有している者
  2. 造園技能士の資格を有している者
  3. 10年以上の実務経験を有する者(植物の維持管理)
- ・ 本委託受注者は外部への通知もしくは連絡を行う場合には、その内容を相手に正確に伝えるものとする。
- ・ 本委託業務場所の状況についても精通しておくものとする。
- ・ 本委託業務に関する図書を適切に整理しておくものとする。

## ② 打合せ

- ・ 発注者と本委託受注者(業務責任者を含む)は月1回程度定期的に打合せを行う。
- ・ 打合せ結果は、本委託受注者が書面に記録し発注者に提出しなければならない。

## ③ 地元関係者との交渉等

- ・ 地元関係者への説明や交渉等は、発注者が行うものとするが、発注者の指示がある場合は、本委託受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉にあたり、本委託受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
- ・ 本委託受注者は、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、発注者の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- ・ 本委託受注者は、発注者の指示により本委託受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、発注者に報告し、指示があればそれに従うものとする。
- ・ 本委託受注者は、発注者が地元協議等を行い、その結果を条件として業務を実施する場合には、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。

## ④ 対外折衝に関する資料

- ・ 本委託受注者は、発注者と協議のうえ地元もしくは関係機関等との折衝に必要な測量、調査又は資料の作成をしなければならない。

## ⑤ 安全等の確保

業務の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を業務計画書に記載し、安全訓練等の実施状況について安全訓練実施報告書を発注者に提出しなければならない。ただし、安全訓練等の実施は下記の事項を基本にその内容の充実を図るものとする。

- ・ 本委託受注者は作業員全員参加のもと、月当たり1回以上実施しなければならない。
- ・ 実施内容は、当該業務内容等及び安全に関する法令等の周知徹底、災害対策訓練、予想される事故対策及び、その他安全訓練等として必要な事項とする。

- ・ 本市建設局制定の業務委託共通仕様書、V-1-1-1-29 安全等の確保を遵守し施工の安全に留意し、現場管理を行い災害の防止に努めること。
- ・ 業務の実施に伴い、事故・既存構造物並びに人命に損傷を生じる事故、その他第三者に損害を与える事故が発生したときは、直ちに応急措置を講じると共に、その状況を発注者に迅速に報告すること。なお、これらの事故の対応・対処は、本委託受注者の責任において行うこと。
- ・ 業務の実施に伴い、緊急対応を行うために予め連絡体制を確立し、関係者に周知させておくこと。
- ・ 街路上等の作業に伴う警察署長等の許可条件を遵守し、合わせて安全施設等の対策は周辺状況も勘案し適切に行うこと。
- ・ 安全管理について、警察署長等監督官庁の別途指示があった場合は、速やかに発注者に報告すること。
- ・ 業務責任者は責任者であることを明示するため、常に腕章等を着用すること。

#### ⑥ 作業体制について

- ・ 施工に先立ち、作業体制表を作成し、発注者の承諾を得て作業を実施すること。
- ・ 発注者が別途指示する場合については、速やかに指示内容に従い、作業体制表の変更を行うとともに、作業体制の確保を講じること。
- ・ 作業現場の周辺環境を把握するとともに、作業に伴う影響等を十分考慮して業務計画を立てること。また、必要に応じ近隣住民等への作業内容・工程の事前周知を行うなど、円滑な施工ができるよう発注者と十分に協議を行うこと。

### 8 再委託について

- 1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - ・ 本委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

### 9 留意事項

#### 1) 花飾り設置における留意事項

- ・ 道路法の建築基準等(高さ2.5m以上など)を遵守し、広場や道路の美観を損なわないこと。
- ・ 周辺施設との空間確保に配慮し十分な動線を確保すること。
- ・ 排水施設、地下埋設照明等の各種照明器具の機能を阻害しないこと。
- ・ 駅前広場や道路に設置されている各種案内看板等施設を阻害しないこと。

- ・ 路面への穿孔による施設の固定は認めない。
- ・ 点字ブロックの周囲60cm以内にもものを設置しないこと。また、点字ブロックの機能を阻害するものを設置しないこと。

## 2) 作業全般における留意事項

- ・ 作業にあたっては、発注者と協議の上、道路管理者・交通管理者等への事前の協議及び各種申請を行い、各関係者との協議調整結果を踏まえ、適切に交通誘導員を配置するなどして、安全管理を徹底の上実施すること。
- ・ 作業時の車両は、原則として積載量2t以下に限定し、やむを得ずそれ以上の車両を使用する場合は、事前に発注者の承諾を得ること。
- ・ 作業は安全管理を徹底の上実施し、歩行者の通行を妨げないこと。また、作業範囲はカラーコーンまたは単管バリケード等で仕切り明示の上、実施すること。
- ・ 道路における駐停車は、早朝における短時間のゴミ・花苗等の搬出入とするなど配慮すること。
- ・ 台風などの暴風時には施設の一時撤去や養生を行うなど、適切な安全対策を行うこと。

## 3) その他

- ・ 本仕様に定めのない事項及び疑義が生じた場合は速やかに発注者に報告し、十分協議すること。
- ・ 本委託業務の実施にあたって必要となる経費はすべて、本委託受注者が負担すること。
- ・ 本委託業務で想定される事故や災害に備えて、保険に加入すること。
- ・ 個人情報の取扱いについては、本市個人情報保護条例を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、棄損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

## 10 成果物の納品等

- ・ 本業務に関わる実施報告書 正本1部、副本1部
- ・ 電子データ 正本1部、副本1部
- ・ その他発注者が提出を求めるもの

## 公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

### (条例の遵守)

第1条 受注者及び受注者の役職員は、本委託業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」(平成18年大阪市条例第16号)(以下「条例」という。)第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### (公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該工事について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者(建設局総務部総務課)へ報告しなければならない。

### (調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### (公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### (発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。